

兵籍資料の提供に関する事務取扱基準

平成23年3月18日付22福保生計第1833号
最終改正 平成31年3月20日付30福保生計第3088号

第1 目的

この基準は、退職時の本籍地が東京都内であった旧陸軍の軍人、準軍人、軍属等（以下「旧軍人」という。）の遺族等及び行政機関に対する兵籍資料（以下「資料」という。）の提供に必要な事項を定めることにより、援護事務の円滑、迅速な処理を図ることを目的とする。

なお、旧軍人本人からの申出は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）の規定に基づき行うこととする。

第2 提供を申し出ることができる者

提供を申し出ることができる者（以下「申出者」という。）は、次に掲げる者とする。

（1）旧軍人の遺族等

故人である旧軍人の配偶者、父母、子等、民法第725号に定める親族及びその成年後見人並びに未成年者の法定代理人とする。ただし、「恩給法又は国家公務員共済組合法等に係る旧陸軍・軍人、準軍人、軍属の履歴証明事務について」（昭和34年7月24日付援発第3048号厚生省引揚援護局長通知）記の1に掲げる者は除くものとする。

（2）行政機関

行政機関は国及び他の地方公共団体等とし、法令の定める事務又は業務の遂行上必要であると認められる場合に限り、兵籍資料の提供を申し出ることができる。

第3 提供する資料の範囲

提供する資料は、都が保有する文書のうち、当該旧軍人に関する次の資料とする。

- （1）陸軍兵籍及び陸軍戦時名簿
- （2）臨時軍人軍属届
- （3）陸軍文官名簿
- （4）陸軍雇傭人名簿
- （5）除隊召集解除者名簿
- （6）身上申告書
- （7）本籍地名簿

- (8) 戦没者原簿
- (9) 地方世話部職員名簿
- (10) その他都が保管している旧軍人による証明書等及び旧軍人又は当該遺族による申立書

第4 提供の手続

第2号に規定する申出者は、次の各号により資料の提供を行うものとする。

(1) 申出者が旧軍人の遺族等の場合

ア 兵籍資料提供申出書（第1号様式）を提出する。

その際に、戸籍謄本その他申出者であることを証明する書類並びに申出者の氏名及び住所又は居所が記載されているものであって、次に掲げる書類のいずれかを提出し、又は提示しなければならない。

(ア) 個人番号カード

(イ) 運転免許証

(ウ) 旅券

(エ) 健康保険の被保険者証

(オ) 前各項に掲げるもののほか、知事が認める書類

イ 資料に該当者以外の個人情報記録されているときは、それらを除いた部分について提供する。

ウ 旧軍人の名誉その他正当な利益を損なうおそれがある情報（刑罰及び病歴等に関する記載）は、申出者が希望する場合に提供することができる。

エ 提供は原則閲覧のみとし、職員が立ち会い、その日時及び場所を指定する。

なお、写しの交付は個別に判断することとする。

オ 申出者への通知は、兵籍資料の提供について（第2号様式）により行う。

カ 資料の提供に伴う必要な費用は、閲覧の場合は無料とし、写しの交付の場合は条例に準じた手続により、条例に準じた額を徴収する。

(2) 申出者が行政機関の場合

ア 公文書等により、兵籍資料提供申出書と同様の内容を申し出ることとする。

イ 法令の定める事務又は業務の遂行上必要であると認められる場合に、写しの交付を行う。

ウ 資料に該当者以外の個人情報記録されているときは、それらを除いた部分について写しの交付を行う。

エ 資料の提供に伴う必要な費用は、東京都事務手数料条例（昭和24年東京都条例第30号）に基づき免除する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日付28福保生計第1784号）

この基準は、平成28年12月27日から施行する。

附 則（平成31年3月20日付30福保生計第3088号）

この基準は、平成31年4月1日から施行する。